

図1 食品表示法の一部を改正する法律案の概要

制度の現状と課題

- 食品関連事業者等が食品の自主回収(リコール)を行う場合、食品表示法では、食品リコール情報を行政機関に届け出る仕組みがない。

(※一部の地方公共団体は、条例等に基づき、食品リコール情報を届出させている。)

- **食品衛生法**では食品リコール情報の**届出を制度として位置付け**(平成30年6月13日改正法公布、公布後3年以内に施行予定)。
- アレルゲン等の安全性に関わる**食品表示法違反による食品リコール届出について早急に検討**することを**国会で決議**。

[平成30年4月 参・厚労委 **附帯決議**(食品衛生法等一部改正法案)]

改正の概要

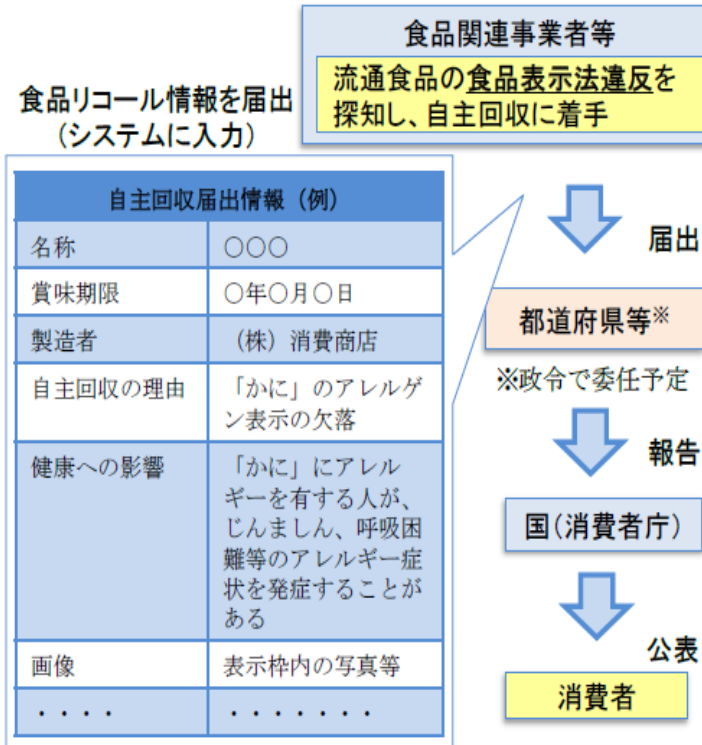
- 食品関連事業者等が**食品の安全性に関する食品表示基準に従った表示がされていない食品の自主回収**を行う場合、**行政機関への届出を義務付け**。
※届出対象となる食品表示基準違反:アレルゲン、消費期限などの欠落や誤表示
- 当該届出に係る食品リコール情報については、**行政機関において消費者に情報提供(公表)**。
- 届出をしない又は虚偽の届出をした者は罰金。

改正の効果

- **食品リコール情報の消費者への一元的かつ速やかな提供**により、対象食品の喫食を防止し、**健康危害を未然に防ぐ**。
- 行政機関によるデータ分析・改善指導を通じ、**食品表示法違反の防止を図る**。
※食品衛生法及び食品表示法一体での食品リコール情報の届出制度の円滑かつ齟齬のない運用を図る。

※公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

<届出から公表までのイメージ>



※届出から公表までをシステムで一体的に運用することにより、事務手続の効率化が期待。

出典:消費者庁HPより